

## 美浜町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図ることを目的とし、美浜町が交付する合併処理浄化槽設置整備事業の補助金(以下「補助金」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定するし尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上、かつ、放流水のBOD20 mg/l(日間平均値)以下の機能を有するものをいう。
- (2) 補助対象合併処理浄化槽 前号の合併処理浄化槽のうち、次のいずれにも適合するものをいう。
  - ア 別表1に定める環境配慮型浄化槽であること。
  - イ 「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」(平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)に適合するものであること。
- (3) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (4) くみ取便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にくみ取って処分する方式の便槽(泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取処分する方式の便槽を含む。また移動可能な仮設用トイレについては対象としない。)をいう。
- (5) 削除
- (6) 転換 現に、既存の建物から排出するし尿を処理している既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽を廃止し、当該建物から排出するし尿と

生活雑排水の処理を合併処理浄化槽に変更することをいう。又は、既存の建物の改築(建築確認申請を伴う新築・増築・建替えを含まない)に伴い、同一敷地内の既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置することをいう。

(7) 撤去 転換のうち既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽を撤去することをいう。

(8) 配管工事 し尿及び生活雑排水を浄化槽本体に流入させるために、又は浄化槽本体で処理した水を公共用水域等に放流させるために必要な管の工事(放流ポンプ槽及び柵を含む。)をいう。

(補助対象地域)

第3条 補助金の交付の対象となる地域(以下「補助対象地域」という。)は、美浜緑苑及び大字小野浦(農業集落排水事業処理区)を除く町内全域とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 削除

(2) 補助対象地域において、合併処理浄化槽を自らの居住の用に供する建物に設置する者

(3)及び(4) 削除

(5) 補助対象地域において、共用部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下この号において「区分所有法」という。)第2条第4項に規定する共用部分をいう。)に補助対象合併処理浄化槽を設置する者で、当該共用部分を有する専用部分(区分所有法第2条第3項に規定する専用部分をいう。)の区分所有者(区分所有法第2条第2項に規定する区分所有者をいう。)に対し、当該合併処理浄化槽がこの要綱に基づく補助事業により設置されたものである旨の説明をし、かつ、当該区分所有者とともに当該合併処理浄化槽の適正な維持管理を行う者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項の設置の届出の審査を受けないで合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 同一敷地内のし尿(くみ取便槽を除く。)及び生活雑排水の全てを合併処理浄化槽へ接続しない者
- (3) 住宅等を借りている者で、所有者の承諾が得られない者
- (4) 建売住宅を改築する者(以下「建売業者」という。)で、販売目的で当該建売住宅に合併処理浄化槽を設置しようとする者
- (5) 市町村税の滞納がある者
- (6) 公共事業の実施に伴う移転補償金により合併処理浄化槽を設置する者
- (7) 他の公共事業の補助対象となり同時に複数の補助金の交付を受けようとする者
- (8) 対象となる浄化槽が、居住のためではなく、会社、工場、店舗、貸家、その他事業のためのものとして設置する者
- (9) その他町長が補助金の交付を不相当と認めた者

#### 第5条及び第6条 削除

(補助対象工事費及び補助金の額)

第7条 補助金の対象となる工事費(以下「補助対象工事費」という。)及び補助金の限度額(以下「補助限度額」という。)は、別表2のとおりとする。

2 補助対象工事費の額が別表2に定める補助限度額を超える場合は、当該補助限度額を補助金の額とする。また、補助対象工事費が補助限度額以下であれば当該工事費を補助金の額とする。(限度額は工事費用の総額ではなく、各工事費用の個々の補助限度額とする)

3 前項に規定する補助限度額の人槽の判定は、設置しようとする補助対象合併処理浄化槽の人槽が、日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS-A-3302-2000)」表(以下「算定

表」という。)による算定基準を上回る場合は、算定表で算定した基準の人槽によるものとする。

4 補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者が第 4 条第 1 項第 2 号に規定する場合は、浄化槽設置工事に着手する前に、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(様式第 3)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽であることがわかる証拠書類(浄化槽保守点検記録の写し、清掃実施記録の写し等)
- (2) 設置場所の案内図(都市計画図 1/2500 又は住宅地図の写しへ明記)
- (3) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の配置図及び配管図(転換前の排水路等への接続方法と位置を明記・図示する)
- (4) 補助対象合併処理浄化槽の配置図及び配管図(転換後の排水路等への接続方法と位置を明記・図示する)
- (5) 審査機関に提出後 10 日以上経過した浄化槽設置届出書の写し
- (6) 工事見積書(工事の内訳が明記されているもの)
- (7) 工事請負契約書の写し
- (8) 構造図及び仕様の明記されたカタログ又はその写し
- (9) 全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽にあつては浄化槽メーカー等の登録証の写し、登録浄化槽管理票(C 票)及び保証登録票
- (10) 浄化槽設備士免状及び小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書(昭和 62 年以前に資格を取得した者)の写し
- (11) 市町村税の未納のない証明書、完納証明書又はそれらに準ずる書類(転入しようとする者も同様に前住所地での書類)
- (12) 住宅等を借りている者は、所有者の承諾書

(13) その他町長が必要と認める書類

2 前項による申請をする者で、既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去費及び配管工事費の補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げることがわかるように書類を作成すること。

(1) 工事見積書について、浄化槽設置工事、撤去工事及び配管工事についての各工事の内訳がわかるようにすること。

(2) 配管工事について、配管の口径、標準断面図、集水桝の形状、管の布設延長距離がわかるように図示すること。またコンクリート等の復旧や工事の為の塀や植樹の復旧部分があればどこかわかるように図示すること。

(3) くみ取便槽撤去工事について、全部撤去を行わず一部撤去をする場合、その理由書を添付すること。またくみ取式便器の撤去を含める場合、便器の種類及び数量を図面に明示すること。

(交付決定等)

第9条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、当該年度の予算の範囲内において、補助金の交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者(以下「補助対象者」という。)に対しては、補助金交付決定通知書(様式第4)により、補助金を交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書(様式第5)により、それぞれ通知する。

(変更承認申請書等)

第10条 補助対象者は、補助金の申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、補助事業変更承認申請書(様式第6)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定するとともに、その結果を補助事業変更承認書(様式第7)により、申請者に通知する。

3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(施工の確認)

第 11 条 町長は、補助事業を適正に執行するため、補助対象合併処理浄化槽の設置の状況を必要に応じて現場において確認する。

(実績報告書)

第 12 条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後 30 日以内又は、当該年度の 2 月末までのいずれか早い日までに、実績報告書(様式第 8)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該処理槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)

(2) 浄化槽法第 57 条に規定する指定検査機関に法定検査を依頼したことを証する書類及び指定検査機関との契約書の写し

(3) 浄化槽設置工事の施工写真

(4) 浄化槽設備士が確認したチェックリスト

(5) 浄化槽使用開始報告書の写し又は浄化槽工事完了報告書の写し

(6) 浄化槽設置工事に係る領収書又はその写し

(7) 合併処理浄化槽を設置した住居に居住していることを示す住民票の写し

(8) その他町長が必要と認める書類

2 様式第 3 号による申請を行った補助対象者は、前項の規定に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類のうち該当するものを添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 既存単独処理浄化槽廃止届(愛知県受理済み)の写し

(2) 既存単独処理浄化槽、又はくみ取便槽及びくみ取式便器の撤去工事の写真(施工前、施工中及び施工後)

(3) 配管工事の写真(施工前、施工中及び施工後)

(4) 既存単独処理浄化槽、又はくみ取便槽及びくみ取式便器を適正に処理した証拠書類(マニフェスト)

(交付額の確定)

第 13 条 町長は、第 12 条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助対象者に補助金交付額確定通知書(様式第 9)により通知する。

(補助金の請求)

第 14 条 前条の規定により補助金交付額確定通知書を受領した補助対象者は、補助金交付請求書(様式第 10)を町長に提出しなければならない。町長は補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消)

第 15 条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第 16 条 町長は、補助金の交付を取り消した場合に、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

2 町長は、補助金を支払った後で、法第 7 条及び第 11 条で定める浄化槽の法定検査を行っていない補助金受給者に、補助金の返還を命ずることができる。

(加算金及び延滞金)

第 17 条 前条の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る補助金の受領日から返納通知日までの日数に応じ、当該補助金の額に年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

- 2 補助金の返還を命ぜられた者が、これを納付期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。ただし、町長がやむ得ない事情があると認めるときは、加算金及び延滞金の一部又は全部を免除することができる。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、別に町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 処分その他の行為についての不服申立てであってこの要綱に施行前にされた処分その他の行為については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 4 月 1 日要綱)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日要綱)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日要綱)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 処分その他の行為についての不服申立てであってこの要綱に施行前にされた処分その他の行為については、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日要綱)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 1 日要綱)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。



別表 1(第 2 条関係)

環境配慮型浄化槽とは、以下の消費電力基準を満たす浄化槽とする。

人槽(人)	通常型	BOD10mg/以下	りん除去型
5人槽	39	53	83
7人槽	55	75	90
n(10人槽以上)	$n \times 7.5$	$n \times 10.2$	$n \times 15.7$

この基準以下の消費電力とすること。

別表 2(第 7 条関係)

(1) 転換による設置

人槽区分	限度額
5人槽	498,000円
6~7人槽	621,000円
8~10人槽	822,000円

(2) 既存単独処理浄化槽の転換による撤去

1式あたり	90,000円
-------	---------

(3) くみ取便槽の転換による撤去

1式あたり	90,000円
-------	---------

備考 くみ取便槽の撤去は一部撤去であっても補助対象とする。また、くみ取式トイレの便器を撤去する経費も撤去工事費に含めることができる。

(4) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の転換による配管工事

1式あたり	300,000円
-------	----------

様式第 1 削除

様式第 2 削除

様式第 3(第 8 条関係)

3

[別紙参照]

様式第 4(第 9 条関係)

4

[別紙参照]

様式第 5 (第 9 条関係)

5

[別紙参照]

様式第 6 (第 10 条関係)

6

[別紙参照]

様式第 7 (第 10 条関係)

7

[別紙参照]

様式第 8 (第 12 条関係)

8

[別紙参照]

様式第 9 (第 13 条関係)

9

[別紙参照]

様式第 10 (第 14 条関係)

10

[別紙参照]